

第3 多文化共生の推進に関する基本的な考え方

多文化共生の推進に関する基本的な考え方については、富山県多文化共生推進プラン(平成19年3月策定)における考え方を基本的に踏襲するものとします。

1 地域における外国人住民との共生の意義

(1) 暮らしやすく温もりのある地域社会の実現

外国人の滞在の長期化・定住化が進むなかで、外国人住民自身が日本の社会制度や生活習慣などの理解を深め、日本語を習得する努力をするよう促すとともに、日本人住民も外国人住民を一時的滞在者としてではなく地域の生活者、地域住民としてしっかり受入れ、日本人と外国人が共生する地域づくりを進めることにより、日本人・外国人誰にとっても暮らしやすく温もりのある地域づくりが可能となります。

(2) 地域の活性化

少子高齢化、人口減少により社会の活力低下が懸念されるなか、外国人住民は地域社会の担い手となりうるほか、労働や消費等を通じて地域経済を支え活力をもたらす存在ともなります。地域に住む日本人と外国人が、互いの異なる生活習慣や文化、価値観を認めあい、地域におけるさまざまな活動に共に参加・協力するよう促し、また、外国人も日本人と同様、持てる能力を十分に発揮しうる環境を整えていくことにより、地域の一層の活性化や発展が可能となります。

(3) 国際感覚豊かな人材の育成と元気な県づくり

グローバル化、ボーダーレス化が進展するなか、地域における多文化共生を進めることにより、人々の国際理解が深まり、コミュニケーション能力に優れ国際感覚豊かな人材の育成につながるとともに、世界に開かれた元気な県づくりが可能となります。

2 基本目標

『日本人にも外国人にも暮らしやすい、 世界に開かれた「元気とやま」の創造』

- 外国語による情報提供や日本語の学習機会の拡大、子どもの教育支援などにより、外国人住民の生活支援の充実を図り、国籍を問わず誰もが暮らしやすく温もりのある地域づくりを進めます。
- 外国人住民が、日本の社会のルールやマナーに対する理解を深めるとともに、日本人の多文化共生に関する意識を高める取組みを進めます。
- 外国人住民を含むすべての県民が、互いの文化や価値観を尊重し、外国人と日本人が地域社会の担い手として協働・協力できる環境づくりを進めます。

3 本プランの性格（位置付け）と期間

本プランは、県、市町村、国際交流協会、国際交流団体、企業等が実施する今後の多文化共生の地域づくりの方向性を示すものであり、本県における多文化共生の推進に関する指針・計画に相当します。また、平成 23 年度に改訂する富山県の総合計画との整合性もとっています。

なお、本プランの期間は、平成 24 年度から概ね 5 年間とし、外国人住民をとりまく環境の変化等に応じて、適宜見直しを行うこととします。